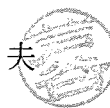


様式(細則5-2)

令和3年3月24日

浜田市議会議長 川神裕司様

議員名 芦谷英夫

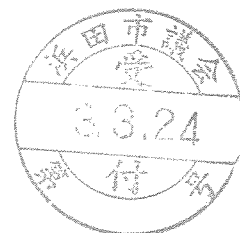


調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

- 1、期 日 令和3年3月14日(日) 14時～16時
- 2、研修内容 “どうなる どうする 島根原発” 3・14講演会
- 3、研修先 くにびきメッセ(松江市)
- 4、調査経費
交通費 7,660円(JR利用)
参加料(資料代) 1,000円
計 8,660円
- 5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



“どうする どうなる島根原発” 3・14講演会 出席のため

令和3年3月24日

1 日 時 令和3年3月14日（日）14時～16時

2 場 所 くにびきメッセ（松江市）

3 概 要 『“どうする どうなる島根原発” 3・14講演会

～私が大飯原発を止めた理由～』元福井地方裁判所裁判長 樋口 英明

4 講演要旨

- ① 樋口裁判長は、平成26年（2014年）福井地裁において、大飯原発運転差し止めを命じる判決を下した。この判決は30年（2018年）に名古屋高裁金沢支部の控訴審判決によって取り消された。また27年（2015年）には高浜原発の再稼働差し止め仮処分決定を出している。
- ② 原発安全三原則は「①止める＝核分裂反応を止める、②冷やす＝電気と水で核燃料を冷却、③閉じ込める＝放射性物質を格納容器の中に閉じ込め放出させない」とあるが、福島原発事故では停電により、冷やすことに失敗しその結果、閉じ込めることにも失敗した。
- ③ 1万年から100万年を見通して大きな地震は起きない、だから原発は安全との前提に立って原発政策が進められているが、地球は、11～12枚のプレートでできており、うち日本には太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北米プレートの4つのプレートが日本列島に集中し、いつでもどこでも原発に被害の及ぶ地震が起きる可能性がある。
- ④ 原発事故のもたらす被害は極めて甚大、→原発には高度の安全性が求められるべき、→地震大国日本において高度の安全性（＝事故発生確率が低い）ということは高度の耐震性があるということにはほかならない。しかし我が国の原発の耐震性は極めて低い、→原発の運転は許されない、と指摘し、いまの安全神話に基づいた原発政策に対し警鐘する講演であった。

5 所 見

- ① 原発に対する最近の判決を見ると、水戸地裁は東海第2について「実現可能な避難計画や防災体制が整えられて原発というにほど遠い」と運転差し止めを命じている。一方、伊方原発に対する運転差し止めを命じた、仮処分決定を不服として申し立てた異議審では、広島高裁は運転を認める決定をした。このように近年目立つ、司法判断の揺れを注視する必要がある。
- ② 東海第2の判決を見ると、「自治体に課せられた避難計画が整っておらず、防災体制は不十分、半径30キロ圏内の住民にとって安全性を欠き、人格権侵害の危険がある、基準地振動や津波の想定、耐震性に不合理はない」としており、島根原発2号機に当てはめ検証しておく必要がある。
- ③ 前述した原発の30キロ圏内の人口は、大飯（福井）16万人、高浜（福井）17万人、福島12万人、東海第2（茨城）94万人、伊方（愛媛）11万人であるが、島根は圏域人口46万人と多く、十分な安全対策と避難計画の策定が必要となっている。
- ④ 島根原発2号機再稼働に向けた、原子力規制委員会の審査は終盤を迎えており、再稼働に必要な向けた審査は、概ねハードルを越えているとされており、島根県の対応、松江市などの避難計画の状況を見守り、原発立地県の浜田市として、市民の安全や避難者の受け入れなど、計画を検討しておく必要がある。

—以上—